	2　要介護者等でない者も使用する一般の生活用品ではなく、介護のために新たな価値付けを有するもの（例えば、平ベッド等は対象外） 3　治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活で使用するもの（例えば、吸入器、吸引器等は対象外） 4　在宅で使用するもの（例えば、特殊浴槽等は対象外） 5　起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの（例えば、義手義足、眼鏡等は対象外） 6　ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより、利用促進が図られるもの（一般的に低い価格のものは対象外） 7　取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの（例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外）
特例措置に伴い必要となる手続	手続き等については、厚生労働省が別に定める事務連絡等を踏まえ、指定地方公共団体が定めること。

別表３に次のように加える。

就労継続支援Ｂ型事業における、事業所等とは別の場所で行われる支援に係る所定単位数の算定要件の緩和	施設外就労（企業内就労）の総数について、利用定員の100分の70以下（総合特別区域法第35条第１項の認定を受けた時は100分の70を超えて施設外就労を行うことができる。）としていたが、施設外就労の総数について上限要件を設けないこととする。 併せて、月の利用日数のうち最低２日の評価は、施設内において評価を実施することとしていたが、施設外就労先で実施することを可能とする。	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）」 「厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）」 「就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」（平成19年４月２日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）	平成30年４月（措置済）	厚生労働省
地域支援事業への介護予防ポイント事業の追加	「地域支援事業の実施について」（平成18年６月９日老発〇六〇九〇〇一厚生労働省老健局長通知）に、地域支援事業として社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施を評価した上で、ポイントを付与する活動等が実施可能な旨を平成27年に規定。	「地域支援事業の実施について」（平成18年６月９日老発〇六〇九〇〇一厚生労働省老健局長通知）	平成27年より適用（措置済）	厚生労働省
明示的同意を受けた匿名化された健診・レセプトデータの２次利用が可能であることについて、国の見解の提示又はガイドラインの策定	「「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を補完する事例集（Ｑ＆Ａ）について」（平成30年１月15日付事務連絡）において ①　要配慮個人情報の取得や第三者提供には、原則として本人の同意が必要であること ②　個人を特定し得ない統計データであれば、個人情報ではないため本人の同意は必要としないことを記載した。 以上のとおり、本人の同意がある場合や個人を特定し得ない統計データである場合には、２次利用が可能である。	個人情報の保護に関する法律	平成30年１月15日事務連絡発出済（措置済）	厚生労働省

国家戦略特別区域法第二十七条の五の規定に基づく法人の特定について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十七条の五の規定に基づき、内閣府令で定める要件に該当する法人を平成三十年三月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成三十年四月二十三日　　内閣府特命担当大臣　梶山　弘志

法人の名称　株式会社アキウシーリズムファクトリー

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第８条第６項の規定に基づき、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成18年９月８日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

第１章１中「子ども」を「子ども・子育て世代」に、「高齢化」を「少子高齢化」に改める。

第１章２①中「対応した、」の下に「子ども・子育て世代や」を加える。

第２章１中「都市再生」を「まち・ひと・しごと創生、都市再生」に改める。

第２章４⑵中「当該措置」を「当該支援措置」に改める。

第２章５中「国」を「政府」に改める。

第２章６⑴①中「少子化」を「少子高齢化」に改める。

第２章６⑴⑤中「その成果」を「必要に応じて認定基本計画の見直し等について助言を行う。また、フォローアップ等の成果」に改め、第２章６⑴⑥とし、⑥の次に次のように加える。

⑦　内閣総理大臣は、認定基本計画における成功事例についての調査、分析に取り組むとともに、その結果を公表することにより、全国の中心市街地における取組を刺激し、その活性化を図る。

第２章６⑴④中「認定計画」を「認定基本計画」に、「結果」を「結果等」に改め、第２章６⑴⑤とする。